

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉保護系の動作につながる主蒸気配管の流量指示計の一部に動作不良が認められたため、「運転上の制限」からの逸脱および復帰を宣言および対応検討	A s	7月21日公表済 (PDF91KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器漏えい率検査データ確認時、検査用記録計に指示不良が認められたため、当該記録計を点検・修理および対応検討	B	
2	1号機	タービン建屋補機冷却水ポンプ（C）オートベント弁において、異音が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	危険物貯蔵取扱施設定例点検において、非常用ディーゼル発電機1A潤滑油タンク通気管サポート腐食等計3箇所が認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉建屋3階の換気空調系給気ダクトにおいて、保温材の隙間より結露水の滴下が認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
5	1号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ室局所空調機（HVH-14）のドレンパン排水用ホースの排水不良が認められたため、当該ホースを点検・修理	D	
6	2号機	No. 4軽油タンク防油提用油分離槽点検時、上蓋に腐食が認められたため、当該上蓋を補修塗装	D	
7	2号機	ほう酸水注入系テストタンクガラス水位計の下部接続部において、ほう酸水の析出が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	所内ボイラ（B）缶窒素ガス封入用電磁弁において、開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該弁のリミットスイッチを点検・修理	D	
9	2号機	高圧復水ポンプ（C）室局所空調機（HVH2-21）のサポート部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	2号機	危険物貯蔵取扱施設定例点検において、非常用ディーゼル発電機（2A）潤滑油タンク通気管に腐食等が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	屋外所内ボイラ窒素ガスポンベ室入口扉において、施錠不良が認められたため、当該施錠を点検・修理	D	
12	3号機	非常用ディーゼル発電機（3A）室消火設備用電線管接続部において、一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）シール水温度調整弁において、グランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	4号機	中央制御室換気空調機内において、ドレン水のたまりが認められたため、当該空調機内を点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）淡水側本体ドレン弁において、シートパス（1滴／30秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	4号機	復水前置ろ過装置（A）逆洗操作時、空気駆動ドレン弁の動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	4号機	復水脱塩装置所内用空気入口弁において、開閉不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	5号機	計器設定に関する確認において、所内ボイラー（B）ドラム水位計の計器仕様書のヘッド値に誤記が認められたため、対応検討	C	
19	5号機	消火系電動機駆動消火ポンプのカップリング側グランド部において、グランドリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	重油タンク出口ストレーナ切替操作ハンドルのグランド部において、重油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	5号機	液化窒素供給設備廻りの配管の保温材において、一部に変形・破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
22	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集タンク出口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	5号機	主排気筒用航空障害灯の制御装置において、昼夜光度切替不良が認められたため、当該制御装置を点検・修理	D	
24	5号機	廃棄物地下貯蔵設備排風機（B）のファン軸受部において、潤滑油の油漏れ（約3cc）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	5号機	常用空調冷却系補給水流量積算計の入口弁において、保温材に外れが認められたため、当該保温材を修理	D	
26	5号機	原子炉建屋4階キャスク洗浄ピット室の排風機において、フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
27	6号機	廃棄物処理系加熱蒸気凝縮水移送タンクの入口配管ドレントラップバイパス弁において、グランド部に水ののにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
28	6号機	廃棄物処理建屋に設置された一時管理区域の境界線量当量率の測定時、社内マニュアルで定める0.4mSv/週を超える値が認められたため、対応検討	C	
29	6号機	タービン建屋北側空調機室火災検知器において、誤動作が認められたため、当該検知器を交換	D	
30	集中環境施設	雑固体廃棄物減容処理建屋排気筒サンプリング制御盤において、警報の発生が認められたため、当該制御盤の警報回路を点検・修理	D	
31	集中環境施設	所内用圧縮空気系後部冷却器（A）ドレントラップにおいて、動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
32	その他	消防署立入検査において、「事務本館別館1階更衣所の自動火災報知設備受信機の予備電源回路異常は早急に改修すること。」との通知書をうけたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで